

所管部課	総務部 文書課	部長	矢吹 勇一	
件名	東大和市個人情報保護審議会規則について			
	区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例	東大和市個人情報保護法施行条例		
	規則	東大和市個人情報保護審議会条例		
部課 機関	市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会			
<p>1. 要 旨</p> <p>新たに東大和市個人情報保護審議会条例を制定したことから、現行の規則を廃止し東大和市個人情報保護審議会規則を制定する。</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>①趣旨 (第1条) 本規則は、東大和市個人情報保護審議会条例第5条の規定に基づき、東大和市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>②会長 (第2条) 審議会に会長を置き、その選出方法は、委員の互選による。また、会長は、審議会を代表し、会務を総理する。</p> <p>③会議 (第3条) 審議会の会議は、会長が招集し、会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> <p>④庶務 (第4条) 審議会の庶務は、総務部文書課において処理する。</p> <p>⑤委任 (第5条) この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。</p> <p>⑥附 則 東大和市個人情報保護審議会規則の廃止</p> <p>(2) 施行期日 令和5年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 東大和市個人情報保護審議会を適切に運営することができる。</p>				
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>(1) 東大和市個人情報保護法施行条例及び東大和市個人情報保護審議会条例の制定 (令和4年12月)</p> <p>(2) 文書課において審査済み (令和5年3月)</p>				
3. 留意事項 (問題点等)				
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに制定手続を進めたい。</p>				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。